

資料 1 東京空港事務所管制官によるインターネット掲載事案

資料 1－1：東京空港事務所管制官によるインターネット掲載
事案 調査結果概要

資料 1－2：再発防止策

資料 1－3：東京空港事務所管制官によるインターネット掲載
事案に関する調査報告（概要）

資料 1－4：東京空港事務所管制官によるインターネット掲載
事案に関する調査報告

調査結果概要

A 管制官について



- ・ 56歳男性
- ・ 主任管制官

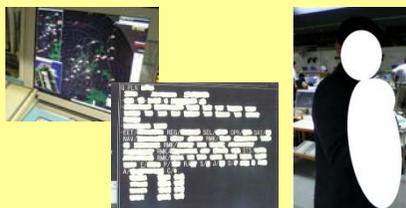
- 昭和56年10月以降一貫して東京空港事務所にて勤務。
- 服装、後輩への過度な指導等の問題あり。同僚とのコミュニケーションも不足。
- 平成13年以降私的なホームページを開設し写真を掲載。
- 知人向けとしながら、誰でも閲覧可能であることは認識。同僚、上司はその存在を知らず。

運用室内の撮影



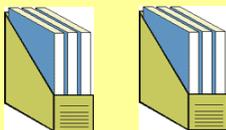
- A管制官による運用室内の撮影は上司同僚も周知の事実。
- 多くの管制官は飛行計画の撮影は不適切と認識。A管制官が飛行計画を撮影する行為を目撃した同僚はいない。

掲載された写真



- 提出されたパソコンから削除された写真データ、約54,000枚を復元。うち約8,000枚が業務に関係のある写真。(飛行計画、運用室内、航空機等)
- A管制官がホームページに掲載した12枚の写真(飛行計画2枚、レーダー画面3枚、運用室内7枚)のうち、
 - ・ A機の飛行計画は着陸後に掲載
 - ・ B機の飛行計画は飛行中に掲載
 - ・ 運用室内の写真1枚はA管制官の勤務時間中に掲載。

規定等の不備



- 飛行計画は「機密性2情報」と整理、現場への周知は必ずしも十分とは言えず。
- 飛行計画の取扱要領、運用室内での写真撮影等に関する規定類は不存在。

再発防止策

資料1-2

1. 情報管理の徹底

直ちに実施



● 私物の運用室内持ち込み禁止

撮影機器、携帯電話を含む一切の私物の運用室への持ち込みを禁止。

* 緊急かつ業務上必要な場合で、許可を得た場合を除く

➢ 平成23年9月9日に、関係官署に対して、職員による運用室等における業務目的外での写真等撮影の禁止を通知済

● 情報管理体制の整備

- ・情報管理及びコンプライアンスの責任者を任命し巡回チェック等実施。
- ・情報管理及びコンプライアンスの推進のために本省・現場それぞれに常設の会議を設置。

直ちに実施



● 飛行計画情報の機密性の引き上げ

公用機の飛行計画については、機密性3情報に引き上げ。

速やかに検討・実施



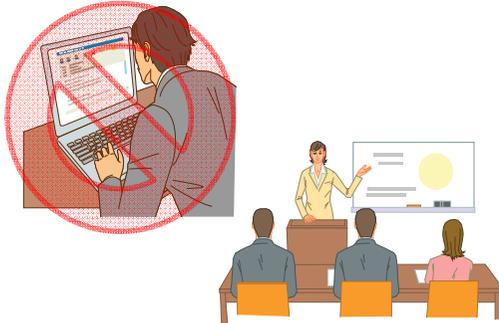
● 飛行計画情報の秘匿性向上

IDによる閲覧記録等、秘匿性を高める方策を検討。

再発防止策

2. 意識改革の徹底

直ちに実施



● 管制官のブログ等禁止

管制官による業務に関連したブログ記事の書き込み・ホームページの開設等を禁止。

● 基礎的職務規範の徹底

遵守すべき規律や心得等をまとめて、各管制官に常時携帯させる。

速やかに実施



● ダイレクトトーク等の実施

本省職員と現場職員とのダイレクトトーク、管制官のチーム毎の車座ミーティング等を実施。

速やかに検討・実施



● 教育研修の徹底

- ・情報管理の重要性や手法等を、各研修等の機会を活用して確認させること等を検討。
- ・テロに関する教育研修プログラムの導入ないし強化を行うことを検討。
- ・情報管理やテロ対策について、航空保安大学校における教育研修を強化することを検討。

再発防止策

3. 再発防止の環境整備

速やかに検討・実施

人事異動



● 人事管理の抜本的な見直し

同一職場への長期間在籍禁止、事務職への配置等の幅広い人事運用等、人事管理の抜本的な見直しを実施。

速やかに実施



● 緊急監査の実施

再発防止策の実施状況を確認するため、主要官署に対し監査を実施。

● 過去の通達等のマニュアル化

過去の通達等をマニュアルの形で整備する等した上で、各現場に配布する等を検討。

速やかに検討・実施



● 外部ホームページの監視

航空管制業務に支障を及ぼすブログの記事等を継続的に監視する体制の整備を検討。

東京空港事務所管制官によるインターネット掲載事案に関する調査報告 (概要)

平成 23 年 9 月 30 日
航 空 局

1. 調査結果

【A 管制官の属性】

昭和 56 年 10 月以降 30 年間一貫して東京空港事務所にて航空管制業務に従事。遅刻や欠勤は無いが、服装、後輩への過度な指導等の問題あり、同僚とのコミュニケーションも不足。

【A 管制官によるホームページ開設】

知人に航空機の写真を見せることを目的に平成 13 年から私的なホームページを開設。同僚や上司はホームページの存在を知らず、ホームページではプロフィールも非公開。

ホームページには、管制運用室において撮影した航空機、同僚管制官、管制レーダー画面や飛行計画の写真も掲載。知人向けとしながら、誰でも閲覧可能であることは認識。

【A 管制官による運用室内における撮影】

A 管制官の運用室内での撮影は同僚や上司に周知の事実。ただし、管制官の撮影を禁止する規定が無く、マスコミ取材等による写真の流布等もあり、多くの管制官が問題ないと認識。

一方、飛行計画の撮影については、不適切と考えている管制官が多数。ただし、A 管制官が飛行計画を撮影する行為を同僚が直接目撃したケースは不存在。

【ホームページに掲載された写真】

A 管制官がホームページに掲載した 12 枚の写真のうち、飛行計画が 2 枚、レーダー画面が 3 枚、運用室内が 7 枚。飛行計画のうち A 機のものは着陸後の掲載、B 機のものはまだ飛行中の時間帯に掲載。レーダー画面のうち 1 枚は A 管制官の勤務時間中に掲載。

A 管制官は本年 9 月 5 日に指摘を受けてホームページ上の写真を削除、9 日にはホームページを閉鎖し、10 日にはパソコン等に残っていた写真を削除。調査では削除された写真 53,940 枚を復元、うち飛行計画、レーダー画面等業務に関係するものを 7,873 枚確認。その中で、上記 12 枚以外にも 180 枚の写真のホームページへの掲載を確認。

【飛行計画等に関する規定等の不備】

国土交通省では、飛行計画を「秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に相当する「機密性 2 情報」と整理。ただし、現場の管制官に対する周知は必ずしも十分とは言えず。A 管制官も、飛行が終了した飛行計画であれば問題はない、と個人的に判断。

このほか、飛行計画の取扱要領、飛行計画情報の外部持ち出し、運用室内における写真撮影、運用室内への撮影機材持ち込み、運用室内への携帯電話持ち込み等々の規定等は一切不存在。

2. 再発防止策

今後本件のような事案が発生しないよう、以下のような徹底的な再発防止策を早急に実施・検討し、航空管制業務に対する国民の信頼を一日も早く回復する必要がある。

(1) 情報管理の徹底

【私物の運用室内持ち込み禁止…直ちに実施】

- 既に本件を受けて職員による運用室等における業務目的外での写真等撮影を禁止する旨通知した。さらに一切の全ての私物の機材の運用室内への持ち込みを禁止する。

【飛行計画情報の機密性の引き上げ…直ちに実施】

- 公用機の飛行計画については、機密性3情報とする。

【飛行計画情報の秘匿性向上…速やかに検討・実施】

- 機密性3情報となる飛行計画について、IDによる閲覧記録等、秘匿性を高める方策を検討する。

【情報管理体制等の整備…直ちに実施】

- 現場の責任者を情報管理及びコンプライアンスの責任者とし、巡回チェックを行う。
- 情報管理及びコンプライアンスの推進のために、本省・現場それぞれに常設の会議を設置する。

(2) 意識改革の徹底

【管制官のブログ等禁止…直ちに実施】

- 管制官による業務に関連したブログ記事の書き込み・ホームページの開設等を禁止する。

【基礎的職務規範の徹底…直ちに実施】

- 遵守すべき規律や心得等をまとめて、各管制官に常時携帯させる。

【ダイレクトトーク等の実施…速やかに実施】

- 本省職員と現場職員とのダイレクトトーク、管制官のチーム毎の車座ミーティング等を実施する。

【教育研修の徹底…速やかに検討・実施】

- 情報管理の重要性や手法等を、各研修等の機会を活用して確認させること等を検討する。
- テロに関する教育研修プログラムの導入ないし強化を行うことを検討する。
- 情報管理やテロ対策について、航空保安大学校における教育研修を強化することを検討する。

(3) 再発防止の環境整備

【人事管理の抜本的な見直し…速やかに検討・実施】

- 同一職場への長期間在籍禁止、事務職への配置等の幅広い人事運用等、人事管理を抜本的に見直す。

【緊急監査の実施…速やかに実施】

- 再発防止策の実施状況を確認するため、主要官署に対して監査を実施する。

【過去の通達等のマニュアル化…速やかに実施】

- 過去の通達等をマニュアルの形で整備する等した上で、各現場に配布する等の工夫を行う。

【外部ホームページの監視…速やかに検討・実施】

- 航空管制業務に支障を及ぼすブログの記事等を継続的に監視する体制の整備を検討する。

(4) 厳正な規律の保持

- 厳正な行政処分の実施

東京空港事務所管制官による インターネット掲載事案に関する調査報告

平成 23 年 9 月 30 日
航 空 局

1. 調査の趣旨

東京空港事務所に勤務する A 管制官が、管制官以外は知り得ない飛行計画データ等を撮影し、撮影した写真を自らが私的に開設運営していたインターネットホームページにおいて公開していたことが明らかになった。

本事案について、国土交通大臣の指示に基づき、一連の事実関係をさらに詳しく調査することとなった。

本調査は上記の趣旨により実施したものである。

2. 調査方法等

(1) 聞き取り調査

国土交通省航空局（以下「本省航空局」と記す）の職員により、A 管制官及び幹部職員に対して聞き取り調査を行った。A 管制官に対しては、不明な点が発生する都度繰り返し聞き取り調査を行った。A 管制官から聞き取った内容の裏付けとして、過去の出勤簿等の確認も行った。

また、(2) の調査結果に基づき A 管制官が飛行計画を撮影した日時を特定した上で、東京空港事務所の管制官 195 名に対して、A 管制官の行動の様子、他職員の反応、管理職の対応、運用室でのカメラ撮影及びパソコンの使用に対する意見等を中心に、本省航空局の職員が聞き取りを行った。

(2) A 管制官が使用していたパソコン等の調査

A 管制官に対し、当人の所有する全ての画像撮影機器（デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話）及びその保存機器（パソコン、メモリーカード等）の提出を求め、これらの機器に記録されたデータの復元作業を実施した。その上で、一部日付データが破損されたものも含めて復元された写真データ約 5 万 4 千枚分から、本件事案に関係する写真を抽出し、写真の撮影日時等を特定するなどの調査を行った。A 管制官のホームページのプロバイダーへの過去ログや更新履歴の確認も行った（ただし情報は現存していなかった）。

なお、調査に先立ち、調査同意書への署名に加え、提出を受けた機器が本人の所持する全てであることを確認する誓約書にも署名を受けた。

3. 調査結果

(1) A管制官の人物について

A管制官は、昭和56年4月に航空管制官として採用され航空保安大学校に入校し、同年10月に東京空港事務所に配属されて以後、研修期間以外は一貫して同事務所にて航空管制業務に従事してきた。平成8年7月に現職の主任航空管制官を発令されている。

A管制官の勤務態度について、遅刻や欠勤はなかったが、服装について上司から注意を受けることが幾度かあった。また、管制業務の技量は、平均以上の技術を持っていると評価されているが、訓練生に対する過度な指導が問題となることもあった。また、上司や同僚との懇親会にはほとんど参加しないなど、職場にて積極的に良好な人間関係を築いているとは言えず、コミュニケーションが不足していた。

A管制官は東京空港事務所配属後30年間一度も異動していない。管制官の人事異動は、各官署にて運用上最低限必要な有資格者数を確保することを勘案して行われなければならないため、頻繁に行うことはできないが、それでも30年間異動がないのは異例である。この間、A管制官に対しては3度の異動の打診がなされているものの、A管制官はいずれも本人の体調や義父母の介護を理由に断っている。

(2) A管制官による運用室内での撮影及びホームページへの掲載

A管制官は、平成13年から私的なホームページを開設し、自らが撮影した旅行先の風景や自宅周辺の風景の写真を掲載していた。

これに加えてA管制官は、自らが管制官であることを明かしている管制官以外の知人が複数おり、この知人に対して自らが撮影した航空機の写真を見せることを考えて、勤務先である東京空港事務所の管制塔の運用室から航空機を撮影し、その写真をホームページに掲載することも行っていた。なお、A管制官が自らホームページを開設・運用していることを職場で話していなかったこともあり、職場の同僚や上司でA管制官のホームページの存在を知る者はいなかった。A管制官もホームページでは自らのプロフィールを明かしていなかった。

ホームページに掲載した写真の対象は航空機にとどまらず、同僚管制官の顔が分かる運用室内の写真、さらには管制機器の画面に表示されたレーダー画面や飛行計画（フライトプラン）を撮影した写真にも及んでいた。写真の掲載は当該知人達に求められたものではなく、A管制官が自発的に行っていた。しかしながら、A管制官は、ホームページに閲覧者を制限する機能を設定しておらず、知人達に限らず誰でも閲覧可能な状態であったことは認識していた。

A管制官は撮影した写真をホームページにて公開するにあたり、デジタルカメラで撮影した写真は私用のパソコンにいったん移して、そこから自宅のインターネット回線あ

るいはパソコンに付属した無線機能を活用し、自らのホームページからリンクされたブログに対して、写真に文章を添える形で記事を掲載していた。携帯電話で撮影した写真は、文章を添えた記事とした上で、パソコンを通さずに携帯電話からブログに掲載していた。また、ブログに掲載した写真は、ホームページプロバイダーの写真格納サーバーにもまとめて保管し、ホームページから同サーバーへのリンクを貼ることにより、誰でも過去に公開した写真を容易に閲覧できる状態に置いていた。

A管制官が運用室内で写真撮影を行っていることは同僚や上司に周知の事実となっていたが、同僚、上司とも、A管制官の撮影行為を咎めることはなかった。航空機の写真に関しては、A管制官に写真を提供している者もいた。これは、管制官に対して直接に撮影を禁止する規定がなかったことに加えて、管制機器等についても詳細な写真がマスコミ取材等を通じて公開されていることから、多くの管制官が運用室内の撮影行為そのものについて支障がないと考えていたことによる。また、航空機の位置が特定できるレーダー画面の撮影についても、天候異常等により通常と異なる交通状況が発生した場合に、画面を撮影し、事後の技量向上に活用している管制官がいるため、違和感を覚える管制官は少なかった。運用室内の写真には同僚管制官の顔が写っているものがあったが、これについては積極的に被写体になった者もいる一方、職場のベテランであるA管制官に促されて渋々応じた者もいた。

一方、飛行計画の撮影については、撮影する必要性がなく不適切と考えている管制官が多かった。しかしながら、A管制官の上司や同僚が、A管制官が飛行計画を撮影する行為を目撃したケースは確認されなかった。A管制官以外の管制官で飛行計画を撮影したことがある者も確認されなかった。

(3) A管制官による撮影等の内容

A管制官がホームページに掲載したとされる12枚の写真の内訳は、飛行計画のものが2枚、レーダー画面のものが3枚、レーダー室や管制塔など運用室内のものが7枚となっている。内容は以下の通り。

(番号は別紙資料の番号)

- ① A機の飛行計画…平成22年11月12日18時23分、A管制官が勤務時間中に、A管制官が自らの携帯電話にて撮影。撮影時は、A機は当該飛行計画に基づき飛行中であったが、同日19時38分に当該飛行計画を終了(着陸)。平成22年11月14日8時58分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ②③ B機の飛行計画、レーダー画面…平成23年3月31日5時49分、A管制官が勤務時間中に自らのデジタルカメラにて撮影。撮影時は、B機は当該飛行計画に基づき飛行中であった。平成23年3月31日11時1分、A管制官が非番時にホームページに掲載したが、その時もB機は依然として当該飛行計画に基づき飛行中であった。
- ④ レーダー画面…撮影者・日時・機材は特定できず。平成22年12月5日0時48

分、A管制官が非番時にホームページに掲載。

- ⑤レーダー画面…平成23年2月20日13時35分、A管制官が勤務時間中に、A管制官の担当席の画面に表示されたものを自らの携帯電話にて撮影。平成23年2月20日16時55分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑥レーダー室内の写真…撮影者・日時・機材は特定できず。平成22年10月19日1時40分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑦レーダー室内の写真…撮影者・日時・機材は特定できず。平成22年12月5日0時48分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑧管制塔内の写真…撮影日時は特定できず。A管制官が自らのデジタルカメラで撮影。平成23年1月24日18時22分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑨⑩管制塔内の写真…撮影日時は特定できず。A管制官が自らのデジタルカメラで撮影。平成23年2月17日19時32分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑪⑫管制塔内の写真…撮影者・日時・機材、掲載日時は特定できず。

A管制官のパソコン等からは、53,940枚の写真を復元することができた。中には撮影日時等のデータが破損しているものもあるが、最も古いもので2002年7月のものを復元することができた。

このうち運用室内等で撮影されたと考えられる写真は7,873枚、うちA管制官がホームページに掲載したことが確認できた写真は、上記12枚の他に180枚あった（合計192枚がホームページに掲載されたことを確認）。

180枚の内訳は、管制塔外の風景や航空機等が171枚あるほか、飛行計画3枚、レーダー画面4枚、管制運用室内の様子2枚の合計9枚が確認された。9枚の内容は以下の通り。（番号は別紙資料の番号）

- ⑬C機の飛行計画…平成23年2月20日11時54分、A管制官が勤務時間中に自らの携帯電話にて撮影。撮影時は、C機は当該飛行計画に基づき飛行中であったが、同日13時51分に当該飛行計画を終了（着陸）。平成23年2月20日23時26分、A管制官が非番時にホームページに掲載。
- ⑭D機の飛行計画…撮影日時、掲載日時は特定できず。A管制官が自らのデジタルカメラにて撮影。
- ⑮E機の飛行計画…撮影者・日時・機材、掲載日時は特定できず。
- ⑯レーダー画面…撮影者・日時・機材は特定できず。平成19年11月14日2時8分、A管制官がホームページに掲載（非番時かどうかは特定できず）。
- ⑰レーダー画面…撮影日時は特定できず。A管制官が自らのデジタルカメラにて撮影。平成22年2月25日4時21分、A管制官が勤務時間中にホームページに掲載。
- ⑱レーダー画面…平成23年3月31日5時48分、A管制官が自らのデジタルカメラにて撮影。掲載日時は特定できず。
- ⑲レーダー画面…撮影者・日時・機材、掲載日時は特定できず。

⑳レーダー室内の写真…撮影者・日時・機材は特定できず。平成22年5月25日14時59分、A管制官が非番時にホームページに掲載。

㉑管制塔内の写真…撮影者・日時・機材は特定できず。平成22年10月24日23時48分、A管制官が非番時にホームページに掲載。

(4) ホームページの削除

平成23年7月に東京航空交通管制部の管制官がツイッターに不適切な見学募集の書き込みをした事案を踏まえて、同月に本省航空局から各関係官署に対して服務規律の徹底に関する事務連絡が発出され、インターネットへの書き込みにおいて公私混同や職権乱用と受け取られないよう注意喚起がなされた。これを受けてA管制官は、ホームページに掲載していた写真のうち、同僚管制官の顔が明確に写っているもの及び管制施設が写っていると明確に判別できるものを削除したとしている。この段階では、管制塔から撮影した航空機の写真や飛行計画の写真、同僚管制官の横顔が写っていた写真などは削除されず引き続き掲載されている状況にあったが、A管制官は、これを以て事務連絡への対応を済ませたと考えていた。

その後9月5日に、本省航空局に対して、管制官が撮影したと思われる飛行計画らしき画像がインターネット上に掲載されている旨の匿名の指摘があり、同局から各関係官署に調査を指示した。これを受けて東京空港事務所においても調査を開始したが、A管制官に対して上司が確認したところ、A管制官は自らが当事者であることを認めた。上司はA管制官に対して、業務に関係する写真や文章を直ちに削除すること、今後はこのような写真や文章を掲載しないよう指示した。これを受けてA管制官は、同日中にホームページに掲載した写真を全て削除した。9月9日には、ホームページそのものを閉鎖（削除）した。

さらに、9月10日に本省航空局の職員によるA管制官に対する聞き取り調査が行われることとなったことから、A管制官は、調査直前となる同日の未明に、自らのパソコン等に残っていた写真データも削除した。

なお、A管制官のホームページの写真が転載されたホームページが発見されており、A管制官から当該ホームページの管理者に対して写真削除の要請を行っている。

(5) 飛行計画の撮影・公開等に関する規定の不備

飛行計画とは、出発地点から目的地点までの飛行コース、高度、所要時間、必要燃料等の計画を記載した情報データである。全ての航空機運航者は、遅くとも出発予定時刻の30分前までに管制当局に通報し、通報された飛行計画は管制システムに登録され、管制運用室の飛行計画情報端末に配信される。出発予定時刻の30分前には自動的に配信されるが、それ以前であっても個別に検索することにより情報画面への表示や情報端末からの印字が可能である。

国土交通省では、平成18年4月に省として策定した「国土交通省情報セキュリティポリシー」及びそれに基づき本省航空局が平成19年3月に策定した「情報システムに

係るデータ等管理基準」(以下「管理基準」と記す)により、外部への提供等を目的としたデータ以外のデータ等は全て「秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に相当する「機密性2情報」と整理していた。したがって、飛行計画情報についても、他のデータ等と同様に「機密性2情報」と整理していた。

さらに、「管理基準」は、本省航空局から各関係官署に対して、管制機器の保守管理を担当する部門の担当者が遵守すべき規定であることとして通達されたため、全ての管制官に対して十分に周知されているわけではなかった。

このため大多数の管制官は、飛行中の飛行計画については取扱を注意すべきものであると感覚的には認識していたものの、飛行中であるか否かにかかわらず飛行計画が機密性2情報であって公開してはならない情報であるとの明確な認識は持っていなかった。A管制官も、飛行が終了した飛行計画であれば問題はない、と個人的に判断していた。

「管理基準」の他は、管制官を対象にした情報管理等に関する規定等は存在していなかった。飛行計画の取扱要領、飛行計画情報の外部持ち出し、運用室内における写真撮影、運用室内への撮影機材持ち込み、運用室内への携帯電話持ち込み、運用室内への私有パソコン持ち込み、等々、いずれも特段の規定等は存在しなかった。

このため、A管制官以外の管制官でも、訓練生や自身の管制技量向上を目的としたレーダー画面等の写真の撮影、運用室内における転勤者や退職者の記念撮影、運用室内における私有パソコンを活用した会議用の書類の作成などを行っている者がいた。

4. 問題点

調査の結果上記内容が判明したが、このような事態が発生した原因や問題点を整理すると以下の通りである。

○運用室において管制官が私的な撮影を行うことを禁止する規定等は存在しなかったこともあり、管制官が運用室内で撮影を行うことは実際にあった。この結果、飛行計画を撮影し外部に持ち出すことも事実上可能な状態となっていた。すなわち、非公開情報の外部流出の危険性が物理的に存在したにもかかわらず、その危険性を誰も認識せずに放置していた。

○飛行計画の情報としての重要性、機密性について管制官が認識を持たず、あるいは深く考察することが無く、したがってセキュリティに対する感覚が運用室内全体において希薄だった。飛行計画が外部に流出することにより該当する航空機に対するテロ等の危険性もあるにもかかわらず、この意識も希薄だった。

○運用室内で情報として画面に表示される飛行計画は、撮影によって外部に持ち出されることが想定されていなかったため、技術的にもセキュリティ対策が何らなされていなかった。

○運用室内に私有のパソコン等の機材を持ち込む業務上の理由が存在しないにもかかわらず、持ち込みが行われていた。

- A 管制官が運用室においてレーダー画面や室内等を撮影していたことは同僚や上司の多くが認識していたにもかかわらず、誰も注意等することがなかったのは、運用室内には上司も含めて「身内」の管制官しかおらず、各管制官の行動に対して必要以上に許容してしまう環境にも起因していた。
- A 管制官のように同一の職場に長期間在籍し続ける者があることは通常为国家公務員の人事異動と比しても異常であり、その結果 A 管制官の行動に対して注意できない雰囲気醸成されてしまっていた。
- 発出された通達等について、現場に十分な説明が無く十分に浸透していない状況がある。この結果、現場における対応が曖昧となり、結果として通達等の意義が失われてしまっていた。
- A 管制官のホームページには航空管制に関する写真や記事が多く掲載されていたにもかかわらず、その存在を知る同僚がいなかったように、インターネット上で航空管制に関するどのような情報が流れているかについて、全くケアをしていなかった。

5. 再発防止策の検討

以上の問題点を踏まえ、今後本件のような事案が発生しないよう、徹底的な再発防止策を講じる必要がある。今後検討すべきものも含めて整理すると以下ようになる。

早急に実施・検討を行い、国が実施する航空管制業務に対する国民の信頼を一日も早く回復する必要がある。

(1) 情報管理の徹底

【私物の運用室内持ち込み禁止…直ちに実施】

○ 運用室内の情報（飛行計画等の情報、運用室内の状況等）の外部流出防止に当たっては、業務とは関係のない私的な撮影を禁止することが必要である。既に本件を受けて平成23年9月に本省航空局から各関係官署に対して、職員による運用室等における業務目的外での写真等撮影を禁止する旨通知したところである。

撮影機器以外であっても、携帯電話やパソコン等の私物の機材を運用室内で使用する必要性が無いことから、緊急に業務等やむを得ず必要な場合等を除き、撮影機器、携帯電話を含む一切の全ての私物の機材の運用室内への持ち込みを禁止する。

【飛行計画情報の機密性の引き上げ…直ちに実施】

○ 飛行計画の機密性について再度検討し、公用機の飛行計画については、機密性3情報とすることを検討する。

【飛行計画情報の秘匿性向上…速やかに検討・実施】

○ 運用室内における飛行計画の表示について、通常業務に支障が生じない範囲で、秘匿性を高める方策について検討する。具体的には、機密性3情報となる飛行計画を表示する際には管制官のIDを前提とした上で閲覧記録を残す等のシステムの構築を検討する。

【情報管理体制等の整備…直ちに実施】

- 現場の責任者を情報管理及びコンプライアンスの責任者として任命する。当該責任者が運用室内における情報管理の徹底を行うこととし、その一環として定期的ないし抜き打ち的な巡回チェックを行う。
- 情報管理及びコンプライアンスの推進のために、本省及び現場においてそれぞれ常設の会議を設置する。

(2) 意識改革の徹底

【管制官のブログ等禁止…直ちに実施】

- 管制官による業務に関連したブログ記事の書き込みや業務に関連したホームページの開設・運用を禁止する。

【基礎的職務規範の徹底…直ちに実施】

- 管制官等航空の現場を預かる職員が遵守すべき規律や心得等をまとめた上で、これを各職員に常時携帯させる。

【ダイレクトトーク等の実施…速やかに実施】

- 本省航空局の職員が現場の職員と直接対話を行うダイレクトトークの実施、管制官のチーム毎に議論を行う車座ミーティングの実施、関係する標語等の職場への掲示、各管制官の公用パソコンにおけるポップアップ機能等を活用した警告の随時発出等、職場の風通しを改善し、管制官一人一人が問題意識を持って仕事に当たることができる方策を実施する。

【教育研修の徹底…速やかに検討・実施】

- 情報管理の重要性や具体的な手法等について、研修等の機会を活用して継続反復して確認させることを検討する。
- 各管制官が航空テロに対する認識を深めるために、テロ対策の専門家の講義を受ける等、テロに関する教育研修プログラムの導入ないし強化を行うことを検討する。
- 教育研修に当たっては、航空保安大学校における教育研修を強化し、若い管制官を対象とするもののみならず、異動時における訓練、管理職研修等においても実施することを検討する。

(3) 再発防止の環境整備

【人事管理の抜本的な見直し…速やかに検討・実施】

- 管制官が一つの職場に継続して長期間在籍し続けることを内規で明確に禁じる、管制官を事務職へ配置する等により幅広い経験を積ませる人事運用を行う等、人事管理を抜本的に見直す。

【緊急監査の実施…速やかに実施】

- 再発防止策の実施状況を確認するため、主要官署に対して監査を実施する。

【過去の通達等のマニュアル化…速やかに実施】

- 各種関連規定を整備する。また、通達等の発出効果が一時的なものに留まることのないように、過去に発出された通達等を一元的にまとめたファイルを作成し、場合によ

ってはマニュアルの形で整備した上で、いつでも閲覧できるよう、各現場に配布する等の工夫を行う。

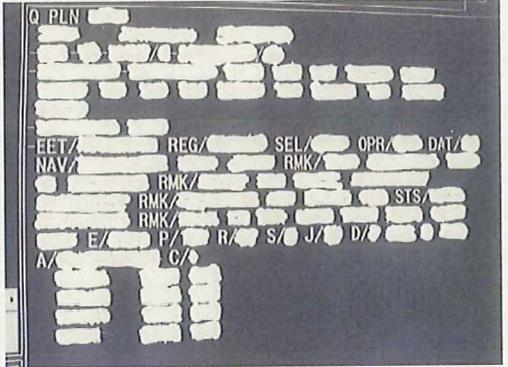
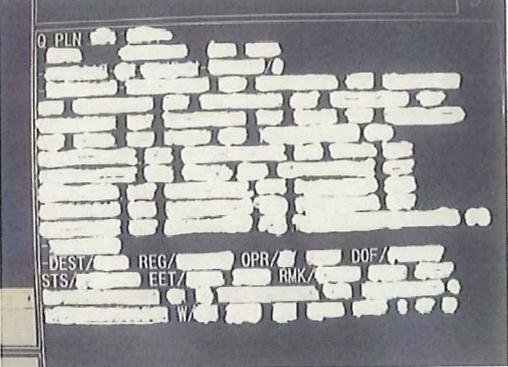
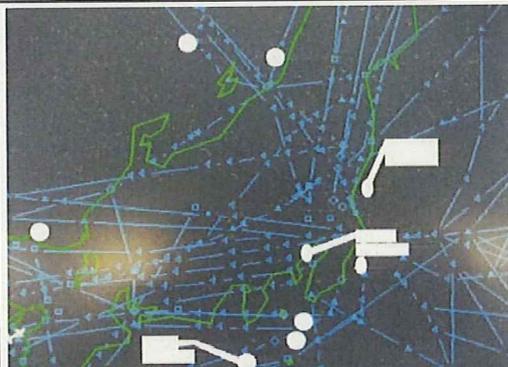
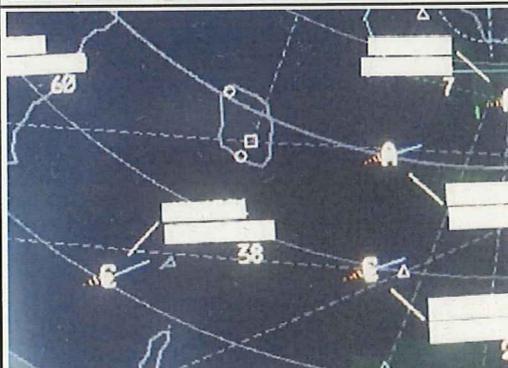
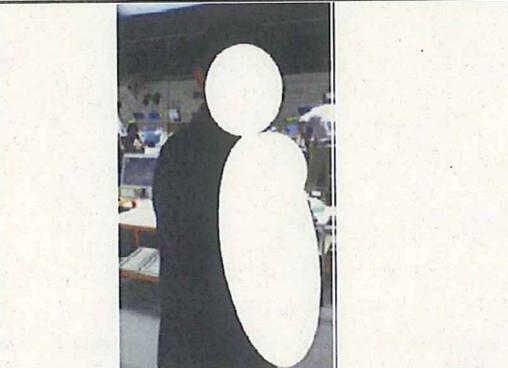
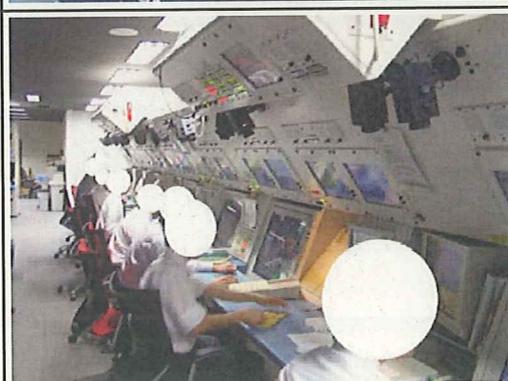
【外部ホームページの監視…速やかに検討・実施】

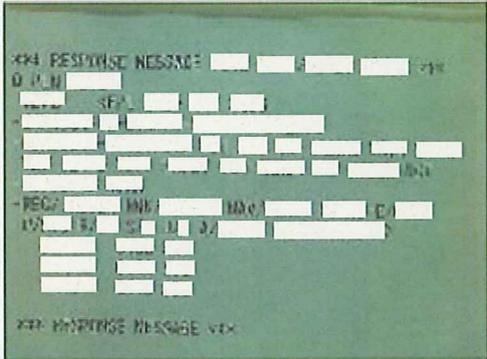
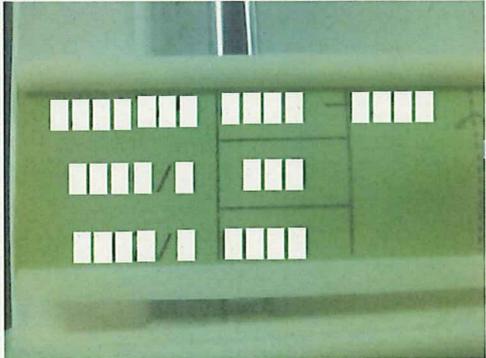
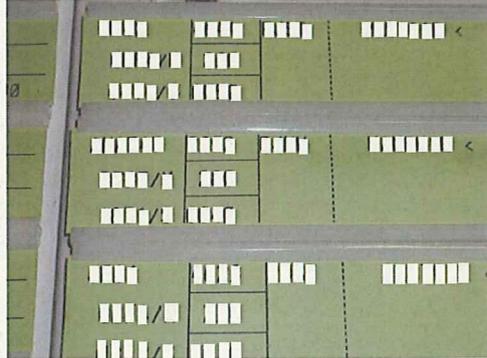
○航空管制業務に支障を及ぼすようなホームページやブログの記事等について、断続的にチェックを行い、問題がある記事等については削除依頼をかける等、継続的に監視を行う体制の整備について検討する。

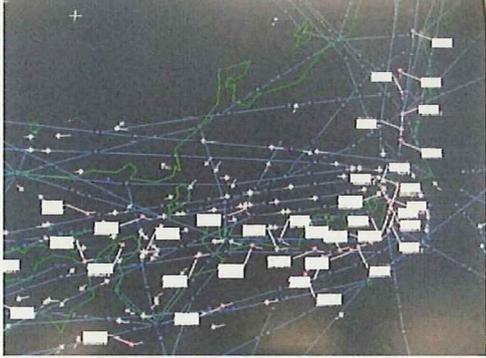
(4) 厳正な規律の保持

○厳正な行政処分の実施

インターネットに掲載された写真

写真番号	写真内容	写真番号	写真内容
1		2	
3		4	
5		6	
7		8	

写真番号	写真内容	写真番号	写真内容
9		10	
11		12	
13		14	
15		16	

写真番号	写真内容	写真番号	写真内容
17		18	
19		20	
21			

飛行計画情報に係るデータの機密性

- ・飛行計画情報は、「情報システムに係るデータ等管理基準」(平成19年3月9日航空局管制保安部制定)により、機密性2情報とされている
 - ・データ等のうち、成田国際空港における飛行コースの公開にあたり提供している情報等については機密性1情報とし、それ以外の情報については機密性2情報とされている
- ・原則として機密性2情報に分類されているデータ等及び二次情報は外部機関に提供不可
- ・以下の場合には例外的に提供可能
 - ・航空保安業務に資する等適切な目的であること、提供先において適切に管理されること、所掌課室及び関係課室等と調整済であることの3点を確認した場合
 - ・システムの障害発生時の解析あるいは航空機の捜索救難のため
- ・データ等から二次的に生成、加工された二次情報は、元のデータ等と同じ分類
- ・データ等管理基準において、軍用機、民航機等の区別はない

※機密性についての情報の格付け

- 機密性3情報 : 行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報
 機密性2情報 : 行政事務で取り扱う情報のうち、機密文書に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある情報
 機密性1情報 : 機密性2情報又は機密性3情報以外の情報

データ管理に係る規定

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」
機密性3情報、機密性2情報、機密性1情報の定義
 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」
 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」
 平成23年4月21日 情報セキュリティ政策会議決定

「国土交通省情報セキュリティポリシー」
 平成18年4月19日 国交省情報化政策委員会決定

「情報システムに係るデータ等管理基準」
 平成19年3月9日 航空局 管制保安部制定

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範

平成 23 年 4 月 21 日

情報セキュリティ政策会議決定

(対象)

第二条 (略)

2 本規範の対象となる情報は、情報処理及び通信に係るシステム（以下「情報システム」という。）内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報とする。

3 (略)

4 本規範の対象となる情報の格付の区分は、機密性、完全性、可用性について、別表に掲げるものとする。

(情報の格付)

第十四条 各府省庁は、取り扱う情報に、機密性、完全性、可用性の観点から格付を付さねばならない。

2 (略)

別表 (第二条第四項関係)

機密性についての格付の定義

格付の区分	分類の基準
機密性 3 情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報
機密性 2 情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性 1 情報	機密性 2 情報又は機密性 3 情報以外の情報

なお、機密性 2 情報及び機密性 3 情報を「要機密情報」という。